

2023年度専修・各種学校進学予定者用

あしなが専修・各種学校奨学金(無利子貸与)

専修・各種学校奨学生予約募集のしおり

申込みできる方

2023年度に専修学校や各種学校へ進学、もしくは高等専門学校や5年一貫制高等学校の4年生に進級を希望している高校3年生等で、次にあてはまる生徒。

保護者(父または母など)が、病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または保護者が1~5級の障がい認定(注1)を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。

(注1) 次の障がい認定を受けている場合をいいます。

- ※ 身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級専修・各種学校奨学生予約募集と、大学奨学生予約募集は同時に申請できません。
- ※ 修業年限1年未満の学校や、無認可校、職業能力開発施設は対象になりません。



ASHINAGA
あしなが育英会

募集人数

100人

申請のしめきり

2022年10月20日(消印有効)

奨学金の内容

△2023年度から制度内容が変わりました。よくご確認ください。

この奨学金は無利子貸与型です。卒業の半年後から20年以内に返還していただきます。経済的事情などで返還困難であることが認められた場合は、返還を先に延ばすことができます(詳しくは3ページ)。

1. 奨学金の金額

月額貸与40,000円

2. 奨学金を受けられる期間

2023年4月分から卒業(最短修業年限)まで。第1回目の送金は2023年6月です。

3. 送金方法

3か月ごとに3か月分の奨学金を、直接本人名義のゆうちょ銀行の口座に送金します。

○1997年(平成9年)4月2日以降に生まれた方が対象です。

お問い合わせ・提出書類送付先 一般財団法人あしなが育英会 奨学課

〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館4階

FAX (03)3221-7676 E-mail shougaku@ashinaga.org ホームページ www.ashinaga.org

フリーダイヤル 0120-77-8565 (平日9時~17時)

申請から奨学金採用までの手続き

※下記の1～6の中で(☆)の印があるところが
申請者または保護者が行なう手続きです。

1. (☆)メールアドレスの登録

奨学金説明会と面接については、メールと特設サイトでご連絡します。右記の QR をスマートフォンで読み取ってメールアドレスを登録してください。登録後、完了メールが届きますので、メールに記載された申請コード（SY で始まる英数字）を申請書に記入してください。説明会・面接の詳細がわかる特設サイトの URL も返信メールに記載されていますので、お問い合わせの前に必ず確認してください。



2. (☆)「専修・各種学校奨学生申請書」などの郵送（2022年10月20日消印有効）

「専修・各種学校奨学生申請書」など必要な書類（詳しくは別紙）を、同封の封筒に入れてあしなが育英会奨学課宛てに郵送してください。在学している学校を通じて郵送しても問題ありません。

申請者の学力は問わず、一つの学校から何人でも応募できます。また、申請書はコピーを使用してもかまいません。あしなが育英会のホームページからもダウンロードできます。

3. (☆)書類審査と説明会・面接（参加必須）について

書類審査に通った人に対し、奨学金説明会と面接を行います。

① 説明会・面接日 2022年12月11日（日）

※書類審査の結果と面接試験の詳細は11月下旬に申請者住所のみに郵送でお知らせします。

② 説明会・面接方法 オンライン（パソコンまたはスマートフォン等で参加）の予定

③ 選考結果 2023年1月中に申請者および在学（卒業）学校長に郵送でお知らせします。

4. (☆)進学校決定の報告について

予約採用が決定した人には、「進学校内定届」を審査結果通知に同封しますので、進学する専修学校・各種学校が決まり次第、返送してください。

5. (☆)正式採用手続き書類の送付（2023年3月下旬）と提出（4月20日）

予約採用決定者が奨学生として正式に採用されるには「在学証明書・奨学金振込指定口座」や「誓約書及び振込指定依頼書」などを提出しなければなりません。これらの提出書類は2023年3月下旬にお送りしますので、4月20日までに返送してください。

6. 奨学生採用のお知らせ（2023年6月上旬）

正式採用手続き書類が完了した方に対し、申請者と在学学校にそれぞれ郵送でお知らせします。

奨学金の交付から終了まで

1. 奨学金の送金

第1回目の奨学金の送金日は2023年6月10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2回目以降の送金は8月、11月、2月、5月の10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2. 奨学金貸与に関する契約書の提出（2023年7月上旬まで）

奨学金貸与に関する契約書を奨学生採用のお知らせと一緒に送りますので、期日までに提出してください。提出がない場合は、奨学金の交付が終了しますのでご注意ください。なお、契約書には連帯保証人（1人）と親権者の記入が必要です。

3. 学業成績表・生活状況報告書の提出（毎年度末）、返還確認票の内容確認（交付終了時）

毎年度末に学校に学業成績表の提出を求めます。留年や成績が著しく不良の場合は奨学金の交付が止まる場合があります。

また、奨学生には年度末に生活状況報告書で一年間の学校生活について報告していただきます。

定められた期日までに提出がないときは、奨学金の交付が止まる場合があります。

なお、奨学金の交付が終了するときには、返還確認票と返還用の口座振替依頼書をお届けしますので、交付された奨学金の金額を確認して提出してください。

4. 専修・各種学校奨学生との約束事項

専修・各種学校奨学生には、特別な事情がない限り毎年春と秋に全国で行われる「あしなが学生募金」への参加を約束していただきます。また、ぜひお願いしたいこととして「大学/専修・各種学校奨学生のつどい」への参加と、「高校奨学生のつどい」でリーダー役になることの2つがあります。詳細については、説明会・面接で説明します。

5. 奨学金の終了

次のことがあったときには、奨学金の交付が終了します。

- ①満了：交付期間が終了したとき。
- ②退学：学校を退学したとき。
- ③辞退：奨学金を辞退したとき。
- ④廃止：学校処分等などにより奨学生として適当でないと判断されたとき。
- ⑤成績不良：原級留置や提出物未提出等で奨学金が2年連続停止になったとき。
- ⑥休学：休学期間が2年を超えるとき。
- ⑦死亡：奨学生本人が死亡したとき。

6. 奨学金の返還

退学などにより奨学生の資格を喪失しているにも関わらず、報告を怠るなどで奨学金を受け取った場合、その間の奨学金は即時返還していただきます。

なお、在籍中に交付された奨学金は、通常どおり20年以内は無利子で返還していただきます。

奨学金の返還の方法

1. 返還の期間

卒業の半年後から20年以内に、年に1回払・半年に1回払・毎月払のいずれかの方法で返還していただきます。

なお、卒業後も経済的事情などで返還が困難であることが認められた場合は、返還を一時的に停止し先に延ばすこと（猶予）ができます。

【奨学金返還の例】

月額40,000円の奨学金を2年間利用した場合、貸与総額は96万円になります。

20年で返還するときは、毎月払で約4千円となります。

2. 奨学金の利息

無利子です。

3. 返還の免除

奨学生本人が死亡、または重度心身障がいを負うなどで奨学金の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがあります。

【個人情報の保護について】

申請時に取得した個人情報は、奨学金交付・返還業務のために利用されます。この目的の適正な範囲において、いただいた情報は、学校・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されます。